

令和5年度滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について

1 検証の根拠

滝沢市では、滝沢市自治基本条例に掲げた「将来像」「市民憲章」「目指す地域の姿」の実現を目指し、行政が果たすべき役割やルールを定めた滝沢市行政基本条例（以下「条例」という。）を平成27年4月に施行しました。

この条例の運用状況を確認し、行政運営の仕組みをより良いものにしていくため、条例第21条では毎年検証を行うことを規定しています。

（条例の検証）

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 検証方法

市で検証結果を取りまとめ、「市民との連携協力」及び「市民意見の把握」の状況について、より分かりやすく事例別に掲載し、毎年度の検証において見直しを図っています。

（1）条例の運用状況（2～18ページ）

条例の各規定の運用状況を調査し、目的の達成に寄与する取組がなされているかを検証しました。運用状況を調査する規定は、第1章（総則）及び第7章（条例の検証）を除く全ての章とし、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の分野について、それぞれ事務主管課で評価を行いました。

（2）市民の意見の変化（19～21ページ）

たきざわ幸福実感アンケートにおける行政運営の基本原則に関する意識調査項目により、市民の意見の変化を調査しました。

（3）総括（22ページ）

上記（1）及び（2）の結果を踏まえ「必要性」「効果」「適時性」の視点から条例の有用性を検証し、条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等の必要がないか確認を行いました。

3 検証結果

現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。

(1) 条例の運用状況

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R5)
第1章 総則				
第1条 (目的)	この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例(平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。			
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。 (2)経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。 (3)コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。 (4)市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。 (5)任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。			
第2章 行政運営の原則				
第3条 (行政運営の基本原則)	市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。	●令和5年度市政経営に係る市長方針	●第1次滝沢市総合計画が令和4年度で終了し、令和5年度は総合計画がない状態での市政運営でしたが、市長公約等を踏まえた令和5年度市政経営に係る市長方針等に基づき各政策、基本施策、施策、及び施策を実行するための具体的な事業を策定し、推進しました。また、引き続き、自治基本条例の理念の実現に向けた指針となる第2次滝沢市総合計画を市民の意見を取り入れながら策定し、令和6年度以降も市民主体の地域づくりを進めるための体制を整備しました。	企画政策課
第2項	市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。	●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例 ●滝沢市中期財政計画 ●滝沢市財政構造改革方針	●中期財政見通しの内容に基づき、中期財政運営方針(令和6～9年度)を作成しました。 ●令和6年度当初予算編成方針において、「中長期的な政策展望を踏まえること」、「徹底した業務見直しを行うこと」、「特定財源の確保による一般財源の圧縮」の3点を基本事項とし、予算編成を行いました。	財務課
第3項	市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和6年度実行計画書及び令和4年度事業評価の各段階において事務事業の有効性や改善についての確認を実施し、事業の見直しや改善を図りながら展開しています。	企画政策課
第4項	市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。	●滝沢市行政情報公開条例	●滝沢市情報公開・個人情報保護審査会を開催し(令和5年度は1回)、行政情報等を適正に取り扱っています。 ●滝沢市行政情報公開条例に基づき70件の行政情報公開請求がありました(令和6年3月11日時点)が、法令又は他の条例の規定により公開することができない情報であるため、個人に関する情報であるため、法人等に関する情報であるため、文書の作成及び取得をしていないため等の理由により非公開又は文書不存としたものを除き、公開又は部分公開とし、行政情報を適正に提供しています。 ●個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに伴い、滝沢市行政情報公開条例の全部改正、令和5年度から施行し、より一層の情報公開制度の推進を図りました。	総務課
		●滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱 ●広報たきざわ ●ホームページ	●法律又は条例により市長が設置する附属機関の会議については原則公開とし、ホームページで会議開催の事前公表と会議録の公表を実施しています。 ●広報(月2回発行)、ホームページ、記者会見やSNS等により、市からのお知らせやイベント情報などを発信しています。令和5年度は、市広報内に「市政ニュース」欄を新たに設け、市政の最新情報の提供に努めました。 ●視覚障がいがある方も情報が得られるよう、録音版・点字版広報を作成し希望者に送付しています。	たきざわ魅力発信推進室
		●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例	●条例に基づき年2回(令和4年度下半期・令和5年度上半期)財政状況を公表しました。 ●令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するとともにホームページで公表しました。 ●各地方公共団体の財政状況がより比較可能となる「統一的な基準」による財務諸表等(令和4年度決算)をホームページで公表しました。 ●予算書・決算の概要について、広報及びホームページに掲載しました。	財務課
第5項	市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。	●令和4年度滝沢市監査執行方針及び実施計画	●コンプライアンスの順守及び再確認並びに事務の適正執行を図るため、フォローアップ研修(15名参加)、法制執務研修(延べ51名参加)を実施しました。また、新たに22名を例規副主任に任命しました。	総務課
		●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和5年度の改善を要する事務処理等の報告は6件(対前年度比±0件)で、対処と改善活動の内容及び予防処置の状況について全庁に周知し、注意喚起を図っています。	企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R5)	
第4条 (行政組織の整備等)	市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。	●滝沢市部設置条例 ●滝沢市職員定数条例 ●滝沢市長部局行政組織規則 ●滝沢市職員定員管理計画	●第2次滝沢市職員管理計画に基づき、適正な職員数の維持と配置のため、令和5年4月1日付けで12人、9月1日付けで1人の職員を採用しました。	総務課	
	第2項 市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和5年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部企画研修及び派遣研修を実施する他、他団体が実施する研修への参加周知を行い、延べ837人が参加しました。 ●地域づくり支援職員を対象に、総務省地域力創造アドバイザーを講師に招き、県内外の地域コミュニティの状況、地域づくりの今について研修を行いました。	総務課 地域づくり推進課	
第5条 (市民との連携協力)	市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。	●滝沢市地域づくり支援職員設置要領 ●滝沢市地域づくり活動推進事業費補助金交付要綱	●各懇談会が実施する事業に地域づくり支援職員が参画し、目指す地域の姿の実現のため、様々な地域づくり活動が展開されました。 ●地域づくり活動推進事業費補助金について、令和5年度は、地域別計画を推進するために4地域から4事業の申請があり、全て採択し、補助金を活用した事業を実施しました。	地域づくり推進課	
		●滝沢市公募補助金実施要綱	●令和6年度以降3か年度に対象となる公募補助金について、広報たきざわ8月号により公募しましたが、申請はありませんでした。	財務課	
			※「市民との連携協力事例」について別掲します。	企画政策課	
第6条 (議会との関係)	市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。		●議会事務局と随時情報を共有し、円滑な議会事務を執り進めました。	総務課	
第3章 市の経営に関する理念					
第7条 (経営理念)	市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。	●経営理念 ●経営の姿勢 ●行動指針	●平成27年度に経営理念、経営の姿勢、行動指針を制定し、これに基づき経営を行っています。 ●滝沢市人材育成基本方針に、市の経営理念、経営の姿勢、行動指針を掲載し、それらを踏まえた目指す職員像「幸せを実感できる地域社会の実現のため新たな価値を創造しつづける職員」を定めています。 ●経営理念等を掲載した「市の経営に関する理念」カードを新規採用職員へ配布し、職員への意識付けを行っています。 ●第2次滝沢市総合計画策定に当たっての実施した職員に対する市長講話において、経営理念、経営の姿勢、行動指針を含め、市長の想いを伝えました。 ●ホームページで公開し、市民の皆さんにもお知らせしています。	企画政策課	
第8条 (経営の姿勢)	市は、経営理念に沿った取組の姿勢(以下「経営の姿勢」という。)を定め、これに基づき経営を行うものとする。				
第9条 (行動指針)	市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準(以下「行動指針」という。)を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。				
第10条 (経営理念等の公表)	市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めるときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。				企画政策課
第4章 総合計画					
第11条 (総合計画の策定)	市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。	●第2次滝沢市総合計画(令和6年～令和13年度)	●令和4年度をもって第1次滝沢市総合計画は終了し、令和5年度は、市長方針に基づく行政運営を推進しつつ、市長公約の反映等を目的として改めて第2次滝沢市総合計画の策定を進めました。令和6年滝沢市定例会2月会議において第2次滝沢市総合計画基本構想が可決され、同月、第2次滝沢市総合計画を策定しました。	企画政策課	
第12条 (総合計画の構成及び期間)	総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。		●令和6年2月に策定した第2次滝沢市総合計画において、基本構想、基本計画及び実行計画を策定しています。	企画政策課	
	第2項 基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。		●第2次滝沢市総合計画に令和6年～令和13年度の8年間を構想期間とする基本構想を策定しています。	企画政策課	
	第3項 基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。		●第2次滝沢市総合計画において、基本計画は総合計画期間を前期と後期に分け、令和6年～令和9年度の4年間を計画期間とする前期基本計画を策定し、展開することとしています。 ●令和6年度は、令和6年度からの4年間を計画期間とする前期基本計画に基づいた取組を展開しています。	企画政策課	
	第4項 実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。		●令和5年度は、実行計画書ではなく、実施する事務事業の概要を記載した事業説明書を作成しました。また、令和4年度実行計画書の実績等を取りまとめた、事業実績報告書を作成しました。(事業説明書及び事業実績報告書は、市ホームページで公開しています。)	企画政策課	
第13条 (総合計画との整合)	総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。		●令和4年度の第1次滝沢市総合計画の終了後、市長公約を総合計画に反映させる等を目的として、令和5年度を第2次滝沢市総合計画策定に向けた準備年度としたことから、総合計画がない状態での市政運営を進めました。 ●市政運営に当たっては、第1次滝沢市総合計画の取組を踏まえつつ、市長公約を反映した市長方針に基づき、政策展開を図りました。	企画政策課	
	第2項 市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針(以下「市長方針」という。)を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●【令和5年度中】令和5年度の事務事業展開の基礎となる全体方針として「令和5年度市政経営に係る市長方針」を令和4年12月に策定し、全職員に通知し、事業企画及び予算編成に反映しました。 ●【令和6年度へ向けて】「令和6年度市政経営に係る市長方針」を令和5年10月に策定し、全職員に通知し、事業企画及び予算編成に反映しました。	企画政策課	
	第3項 市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。		●第2次滝沢市総合計画の策定段階において、総合計画への分野別計画等の適切な位置付けを図っています。 ●前期基本計画の策定において、分野別計画等を取りまとめ、総合計画の趣旨の反映と、可能な範囲での計画期間の一致を図っています。	企画政策課	

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R5)
第5章 市民参加の推進				
第14条	(情報の共有) 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。	第3条第4項評価参照	同左	総務課 たきざわ魅力 発信推進室 財務課
第15条	(市民意見の把握) 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。	●たきざわ幸福実感アンケート調査 ●滝沢市住民投票条例 ●滝沢市パブリックコメント実施要綱	●市民3,200人を対象とする「たきざわ幸福実感アンケート」を実施し、暮らしに関する満足度や重要度などについて定点観測し、政策等の進捗状況を測る指標として活用するとともに、自由意見により市民の意見を把握し、行政運営に反映しています。 ●市民主体のまちづくりの推進と、対話重視の行政運営を目指し、市長が地域に向かい市民と懇談する「市政懇談会」や「市長と話そう」を実施しました。 ※「市民意見の把握事例」について別掲します。	企画政策課
	第2項 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。			
第16条	(市民意見への対応) 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。	●要望等事務処理規程 ●インターネットを媒体とした要望等事務処理規程	●市に寄せられた意見・要望については、担当課に回付して対応するとともに、政策調整報告会議に報告し共有を図っています。 ●声の箱、メール(ホームページ問合せフォーム)、FAX等で寄せられた住民要望等は担当課において適切に対応しています。また、公表を希望するご意見についてはホームページで公開しています。 ●寄せられた要望等に対して、適宜関係機関との連携協力を図り、適切に対応しています。	企画政策課
第6章 職員のコンプライアンスの原則				
第17条	(職員の倫理原則) 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和5年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●市長から、市民に信頼される職員について訓示が行われています。	総務課
	第2項 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。		●年末年始における綱紀の厳正な保持について(通知)(令和5年12月28日付け滝総第1228001号)により、服務規律の遵守と公務員倫理の確率の一層の徹底を通知しています。	総務課
第18条	(職員の行動原則) 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。		●「令和6年度市政経営に係る市長方針」(令和5年10月)により市が目指す姿や使命等の共有を図り、市長方針を十分に理解した上で、部課等の方針や事業企画を行い、自治基本条例の理念の実現に向けた事務事業の推進に取り組むよう全庁に通知しました。	企画政策課
	第2項 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。		●令和5年度滝沢市職員研修計画に基づき実施した内部研修にて、部長級、課長級、総括主査級職員に対しハラスメント対策について講義を実施し、75人が参加しました。 ○職員の処分状況について、令和6年3月11日現在において、処分者はおりません。	総務課
第19条	(任命権者の責務) 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和5年度滝沢市職員研修計画に基づき、新たに主任級に昇格した職員を対象にフォローアップ研修を実施し、15人が受講しました。	総務課
第20条	(管理監督者の責務) 職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和5年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を行っています。 ●令和5年度は、内部研修として、部長級、課長級、総括主査級職員に対しハラスメント対策について講義を実施し、75人が参加しました。	総務課
	第2項 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。		●職位に応じた能力を開発するため、管理者級研修へ職員(新任課長級4人)を派遣しました。 ●令和5年度は、内部研修として、部長級、課長級、総括主査級職員に対しハラスメント対策について講義を実施し、75人が参加しました。	総務課
	第3項 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。	●人事評価制度	●滝沢市人材育成基本方針に基づき、人事評価の取組を進めました。 ●良好な職場環境の形成をめざし、働きやすい職場研修を実施し、47人が受講しました。	総務課
第7章 条例の検証				
第21条	(条例の検証) 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。		●平成27年度から毎年検証を実施しています。	企画政策課
	第2項 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。		●これまでの検証では、条例の見直し等の必要性はないものと評価しています。	企画政策課

事例1 災害時の支援に関する協定

実行計画事業名：災害対策事務

事業担当課：市民環境部防災防犯課

対象・関係団体：株式会社ミクニ 盛岡事業所

1 事業における課題や連携協力の背景

- ・本市では、平成28年1月に静岡県菊川市と災害時等の相互応援に関する協定書を締結している。
- ・株式会社ミクニ（菊川事業所）では、令和4年7月に静岡県菊川市と災害時の支援に関する協定を締結している。
- ・株式会社ミクニから、事業所が所在している本市とも災害時の支援に関する協定を締結したいと申し出をいただいたもの。
- ・これにより、株式会社ミクニ、菊川市、本市の三者間において災害時の支援に対する関係を構築するもの。

2 連携協力事例の概要

大規模地震災害、大規模風水害その他の災害が発生し、又は、発生のおそれがあるときに、応急対策等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

3 活動内容、協力内容

- (1) 災害時の応急対策に必要な 駐車場 の貸出し
- (2) 災害応急対策に必要なものの提供、配布等
- (3) 車両等（自動車、重機など）の貸出し及び操作ができる社員の派遣

事例2 災害時の医療救護活動に関する協定

実行計画事業名：災害対策事務

事業担当課：市民環境部防災防犯課

対象・関係団体：盛岡薬剤師会

1 事業における課題や連携協力の背景

- ・東日本大震災以降、災害時における薬剤師確保の重要性が認知されており、岩手県薬剤師会では自治体との協定締結を積極的に推進しているところである。
- ・県内ではこれまでに、二戸市 及び九戸村が二戸薬剤師会と協定を締結済みであり、盛岡薬剤師会が協定を締結するのは本市が初である。
- ・災害時には、薬剤師の派遣、医薬品の提供のみならず手指消毒用品や生理用品等の提供も可能である。

2 連携協力事例の概要

滝沢市地域防災計画に基づき、滝沢市が行う医療救護活動等に対する盛岡薬剤師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 活動内容、協力内容

- (1) 薬剤師の派遣
- (2) 甲が行う医療救護活動に対する医薬品の供給

(3) 医薬品を中心とした災害支援物資の受領、管理、仕分け及び配送

事例3 避難行動要支援者個別避難計画作成モデル地区の取組

実行計画事業名：災害時避難行動要支援者支援事務

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

対象・関係団体：元村西自治会、元村西自治会ゆいづくりの会

1 事業における課題や連携協力の背景

総合計画で目指す「支えあう地域福祉の推進」の実現に向け、災害発生時に高齢者世帯や障がい者などの災害時避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう災害時避難行動要支援者支援計画に基づき地域と一体となった災害時の避難支援体制の構築を支援するため、令和3年5月災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた「避難行動要支援者個別避難計画作成」について、元村西自治会を滝沢市モデル地区として指定し、地域と協同して取組を進めたもの。

2 連携協力事例の概要

・元村西自治会、ゆいづくりの会との取組みと意見交換を重ね、滝沢市における個別避難計画作成の進め方や各種要件、行政と地域の役割、計画の活用方法等を決定。

①令和5年5月23日 個別避難計画作成の具体的な取り組み方法や地域内での役割分担を協議。

②令和5年7月5日 取り組みの進捗状況等の情報交換。

③令和5年8月28日 自主防災訓練に向けた話し合い。

④令和5年10月22日 個別避難計画を踏まえた自主防災訓練の実施。

⑤令和6年1月21日 個別避難計画作成の取り組みについて振り返り。

上記以外にも、実務者レベルの打ち合わせ等を複数回実施。

・令和6年2月16日 滝沢市自治会連合会自治会長研修においてゆいづくりの会による取組成果の発表。

3 活動内容、協力内容

地域における個別避難計画作成や個別避難計画を踏まえた地域の自主防災訓練への協力を行った。

4 今後の展開

元村西自治会においては継続した取り組みとなるよう支援するとともに、「避難行動要支援者個別避難計画作成」に取り組む自治会を市全域に広げていく。

事例4 災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定締結

実行計画事業名：－

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

対象・関係団体：滝沢市社会福祉協議会

1 事業における課題や連携協力の背景

滝沢市と滝沢市社会福祉協議会の災害への協力体制を推進し災害時における被災者支

援を迅速に行うことを目的として、相互に連携・協力を行うための関係を構築する。

2 連携協力事例の概要

滝沢市の災害応急対応活動として行う、災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、滝沢市と滝沢市社会福祉協議会の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定めたもの。

3 活動内容、協力内容

災害が発生した場合には、被災状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

4 今後の展開

災害時において被災者の生活支援を迅速に行うため、滝沢市社会福祉協議会と災害への協力体制を推進していく。

事例5 滝沢市健幸ウォーキング事業①

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康福祉部健康づくり政策課

対象・関係団体：明治安田生命保険相互会社盛岡支社

1 事業における課題や連携協力の背景

令和2年12月8日付け滝沢市明治安田生命保険相互会社盛岡支社との健康増進に関する協定の締結に基づき、健康寿命の延伸を目的に、より多くの市民等へ自身の健康状態を確認していただき、健康づくりの行動変容を促す取組を明治安田生命保険相互会社盛岡支社と協力して行っている。

2 連携協力事例の概要

健康づくり政策課で行っている健康づくりの取組の際に、明治安田生命保険相互会社盛岡支社のブースを設け、自身の血管年齢の測定や骨密度の測定、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックを無償で行っている。

3 活動支援、協力内容

市で健康づくりの取組を実施する際に、明治安田生命保険相互会社盛岡支社が健康チェックを行えるようブースを確保している。(令和5年6月 健康に関するチェック6回実施)

4 今後の展開

多くの健康づくりの取組において、健康に関するチェックのブースを設け、市民等が自身の健康状態を確認していただき、健康づくりの行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげていく。

事例6 滝沢市健幸ウォーキング事業②

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康福祉部健康づくり政策課

対象・関係団体：セルスペクト株式会社

1 事業における課題や連携協力の背景

第3次滝沢市地域保健計画において目標としている歯周疾患の予防のためには、現在の自身の口腔の状況や、虫歯リスクを把握しておくことが重要である。把握のためには歯科を受診することが、最良ではあるが、歯科受診をされない方であっても簡易的な方法で、自身の口腔の状況を把握することが重要であると考えられるため。

2 連携協力事例の概要

セルスペクト株式会社で開発した虫歯リスクと歯周病の可能性を簡易的に測定できる「おうちでチェック！pH・Hb簡易測定キット」を配布した。

3 活動支援、協力内容

滝沢市健幸ウォーキング事業参加者に事業説明資料と一緒に簡易測定キットを配布（令和5年度滝沢市健幸ウォーキング事業参加者314名に配布）

4 今後の展開

健康づくり事業を進めていく中で、口腔の健康に関する事項についても周知を進め、健康寿命の延伸につなげる。

事例7 DASH食を通じた高血圧症の予防及び改善の取組

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康福祉部健康づくり政策課

対象・関係団体：盛岡大学栄養学部栄養科学科 氏家研究室（氏家真梨先生及び研究室学生）

1 事業における課題や連携協力の背景

盛岡大学栄養学部栄養科学科氏家真梨先生の研究室（以下「氏家研究室」という。）では、「誰一人取り残さない臨床栄養管理」を基本テーマとし研究を進めており、盛岡大学のある滝沢市の健康課題に焦点をあて、本市の健康課題の1つである高血圧症の予防及び改善に向け取り組んでいる。

この取組の一環として、高血圧症の食事療法の一つであるアメリカで提唱されたDASH食に着目し、DASH食を市民等へ普及するため、市、氏家研究室及びビッグルーフ滝沢が連携して取組を行っている。

2 連携協力事例の概要

市職員を対象としたモリダイDASH食弁当の試食及び健康講話を実施した。

（令和5年7月5日（水）市役所防災庁舎201・202会議室）

3 活動内容、協力内容

市で市職員を対象としたモリダイDASH食弁当の試食及び健康講話を実施するために、会場確保、周知等の機会創出及び側面支援した。

4 今後の展開

令和5年度は市職員を対象とした取組を実施したが、令和6年度以降は市民に向けた取組展開を行っていき、健康寿命の延伸につなげる。

事例8 お仕事体験事業（第2回SDTsデー チャグジョブ滝沢）

実行計画事業名：産業振興事業
事業担当課：経済産業部企業振興課
対象：市内小中学生
関係団体：滝沢市商工会青年部、市内事業者等

1 事業における課題や連携協力の背景

滝沢市産業振興条例において、市民の役割を「産業の振興における事業者の役割の重要性を理解し、市内経済を循環させるため、事業者の提供する商品、サービス等の積極的な利用に努める」、「事業者とともに暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに努める」と規定している。

市民がこの役割を果たすためには、市内事業者を知り、その重要性を理解するための機会が必要と考えられることから、その機会を創出すること、また、持続可能な開発（産業振興）を滝沢市がしていくための種まきの機会として、市内若手事業者が組織している滝沢市商工会青年部と連携し、小学生を対象としたお仕事体験事業を実施した。

2 連携協力事例の概要

第2回SDTsデーの事業として、市内事業者への理解を深めるとともに、次世代の若者の地元定着に資するため、市内小学生を対象とした職業体験イベントを、滝沢市、滝沢市商工会と滝沢市商工会青年部が共同開催しました。

月日 令和5年12月16日（土）

会場 ビッグルーフ滝沢

出展企業等 15団体

3 今後の展開

持続可能な産業振興をしていくための種まきであるSDTsデーの事業を、関係団体と連携し継続実施していく。

事例9 産業人材の育成に係る連携

実行計画事業名：産業人材育成事業
事業担当課：経済産業部企業振興課
対象・関係団体：岩手県立産業技術短期大学校

1 事業における課題や連携協力の背景

若者定着・人材確保につなげることを目的に、これからの産業人材を担う若者の育成及び大学・学生・若者・企業との連携交流の強化を重要と捉え、産業人材の育成に共に取り組むため。

2 連携協力事例の概要

覚書締結 令和6年1月24日

3 活動内容、協力内容

若者定着・人材確保につなげることを目的に、これからの産業人材を担う若者の育成及び大学・学生・若者・企業との連携交流の強化を重要と捉え、産業人材の育成に共に

取り組むため、次に掲げる事項について連携する覚書。

- (1) 産業人材の育成に関すること。
- (2) 産業人材の地元定着に関すること。
- (3) 産業人材の育成及び地元定着のための企業との交流及び連携に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

事例 1 0 包括的連携に関する協定締結

実行計画事業名：若者の活躍の場づくり推進事業

事業担当課：経済産業部若者活躍推進室

対象・関係団体：盛岡大学・盛岡大学短期大学部

1 事業における課題や連携協力の背景

両機関が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与するため。

2 連携協力事例の概要

協定締結 令和6年3月14日

3 活動内容、協力内容

両機関が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与するため、次に掲げる事項について連携する協定。

- (1) 地域づくり及び地域活性化に関すること。
- (2) 健康づくり及び福祉の充実に関すること。
- (3) 産業振興及び企業との連携に関すること。
- (4) 教育及び文化の振興に関すること。
- (5) 地域の人材育成・定着に関すること。
- (6) 学生の地域活動及び地域交流に関すること。

事例 1 1 多様な主体と連携・協働した課題解決学習事業

実行計画事業名：地域学習推進事業

事業担当課：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

対象・関係団体：大学、関係機関、関係団体など

1 事業における課題や連携協力の背景

現代社会は、社会環境の変化と激変する国際情勢に伴い、地球規模課題や社会課題などの多様化・複雑化が進展しています。市は、「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を目指して、多様な主体と連携・協働した課題解決学習の機会の充実に取り組むことが一層重要となっています。

2 連携協力事例の概要

①家庭教育支援セミナー「ゲーム障がい」【主催：放送大学岩手学習センター、共催：滝

滝市教育委員会、講演講師：岩手医科大学】9月1日（金）、ビッググループ滝沢小ホール、約30人参加

②家庭教育支援セミナー「発達障がい」【主催：岩手県立生涯学習推進センター、共催：滝沢市教育委員会、講演講師：常盤大学】9月29日（金）、ビッググループ滝沢大ホール、約200人参加

③盛岡教育事務所管内各市町地域婦人団体リーダー研修会「女性の性暴力被害の現状と課題」【主催：滝沢市教育委員会と滝沢市地域婦人協議会、講演講師：岩手県立大学】6月30日（金）、ビッググループ滝沢小ホール、岩手県立大学、約70人参加

④第69回岩手県公民館大会・令和5年度岩手県社会教育委員研究大会岩手地区大会「SDGsに基づく社会教育の展開～持続可能な地域コミュニティ形成を目指して」【主催：岩手県社会教育連絡協議会、共催：滝沢市教育委員会、講演講師：岩手大学】7月14日（金）、ビッググループ滝沢、約260人参加

3 活動内容、協力内容

企画協力や広報PR、会場使用料負担、現地事務局運営など

4 今後の展開

第2次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ前期基本計画【令和6年10月施行予定】に基づき、誰もが何歳になっても学びなおし、学んだ成果を活かして職場や地域などでキャリアアップ（役職上昇、資質・信頼向上、活躍分野の拡充）とキャリアチェンジ（新しい業界・職種・分野への転身）の実現を目指し、「地域学習推進事業」から新規事業「リカレント教育推進事業」を独立させて、大人を対象とした学びなおしの機会の充実に向けた取組を進めます。

事例12 縦軸つながりを強化した青少年教育事業

実行計画事業名：地域学習推進事業

事業担当課：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

対象・関係団体：小中学校や高校、大学、地域、関係機関、関係団体、企業など

1 事業における課題や連携協力の背景

小中学生や高校生、大学生、地域で活躍する若者など縦軸つながりを強化した青少年教育の推進により「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を推進するため。

2 連携協力事例の概要

①子ども会リーダー養成研修会【主催：滝沢市教育委員会、共催：独立行政法人国立青少年教育振興機構岩手山青少年交流の家】12月9日（土）、岩手山青少年交流の家、小学生65人参加、大学生スタッフ12人参加

②ジュニアリーダーズセミナー【主催：滝沢市教育委員会、共催：独立行政法人国立青少年教育振興機構岩手山青少年交流の家、滝沢市PTA連絡協議会】10月28日（土）、岩手山青少年交流の家、中学生24人参加、高校生5人参加、大学生スタッフ9人参加

3 活動内容、協力内容

- ①大学生スタッフ【盛岡大学教員養成サポートセンター派遣】、セミナー講師【いわて子どもの森チーフプレリーダー】
- ②大学生スタッフ【盛岡大学教員養成サポートセンター派遣】、セミナー講師【滝沢市商工会青年部役員、エー・アール・シー（地域人材デザイナー）スタッフ】

4 今後の展開

第2次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ前期基本計画【令和6年10月施行予定】に基づき、多様な主体が連携・協働して、小中学生や高校生、大学生、地域で活躍する若者など縦軸つながりを強化した青少年教育を推進し、「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を図り、持続可能な生涯学習社会の実現に向けた取組を進める。

事例1 災害時ストーマ用装具の保管（障害者日常生活用具給付事業）

実行計画事業名：障がい者地域生活支援事業

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

➤ 説明会及び相談会の開催

案件 オストメイトに向けた説明会及び相談会

時期 令和5年12月9日

対象 市内在住のオストメイト（人工肛門・人工ぼうこう造設者）

目的 災害時ストーマ用装具保管事業の周知及びオストメイトの日常生活における相談、意見交換等

結果 ストーマ用装具の給付額見直しに関する意見等があった。

対応 障がい者地域生活支援事業の国庫補助率低下により一般財源の負担増が影響していることから、国や県の対応も含め協議していくこととした。

事例2 第7期滝沢市障がい福祉計画及び第3期滝沢市障がい児福祉計画の策定

実行計画事業名：障がい者計画・障がい福祉計画策定事業

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

➤ アンケート調査

案件 障がい福祉サービス動向アンケート調査

時期 令和5年9月20日から10月13日まで

対象 障がい福祉サービス事業所、当事者・関係団体、身体・知的障害者相談員

目的 計画策定に伴い、見込み量とその確保策の検討及び関係事業の推計等のため。

結果 障がい支援施設（11件）、就労系サービス事業所（24件）、障がい児通所支援事業所（6件）、相談支援事業所（3件）、当事者・関係団体（3件）、相談員（3件）

対応 アンケート結果を集計して傾向を分析し、参考にしながら計画を策定した。

➤ ヒアリング調査

案件 第7期滝沢市障がい福祉計画及び第3期滝沢市障がい児福祉計画策定に係るヒアリング調査

時期 令和5年10月30日から11月9日まで

対象 障がい福祉サービス事業所

目的 計画策定に伴い、見込み量とその確保策の検討及び関係事業の推計等のため。

結果 障がい支援施設（2件）、就労系サービス事業所（6件）、障がい児通所支援事業所（3件）、相談支援事業所（4件）

対応 ヒアリング内容をまとめ、傾向を分析し、参考にしながら計画を策定した。

➤ パブリックコメント

案件 第7期滝沢市障がい福祉計画及び第3期滝沢市障がい児福祉計画（案）

時期 令和6年2月5日から2月22日まで

対象 限定なし

結果 7件の意見の提出あり

対応 提出のあった意見を踏まえ、次期計画を推進する。

事例3 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の策定

実行計画事業名：－

事業担当課：健康福祉部児童福祉課

▶ アンケート調査

- 案件 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査
- 時期 令和6年2月1日から令和6年2月29日まで
- 対象 就学前児童及び小学生児童の保護者（標本調査層化抽出法）約3,600世帯
- 目的 保育・教育の確保量や子育て支援サービスの量的拡大し子育て支援の拡充を図るため。
- 対応 事業計画策定に当たっての参考とする。（ニーズ調査のため個別の意見に対して回答しない）

事例4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の第9期計画の策定

実行計画事業名：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業

事業担当課：健康福祉部高齢者支援課／地域包括支援センター

▶ 懇談会の開催

- 案件 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）にかかる地域懇談会
- 時期 令和5年8月7日（午後）、10日（午前・午後の2回）
- 対象 限定なし
- 目的 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要や介護保険制度等について説明を行い、市民から意見を聴取し、新しい計画へ反映する。
- 結果 計画の概要や介護保険制度等について説明を行い、市民からの意見を聴取した。
- 対応 市民から聴取した意見は、取りまとめのうえ第9期計画策定の参考としている。

▶ パブリックコメント

- 案件 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）（案）
- 時期 令和5年12月15日から令和6年1月15日まで
- 対象 限定なし
- 結果 意見の提出なし

事例5 滝沢市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期滝沢市特定健康診査等実施計画

実行計画事業名：－

事業担当課：健康福祉部保険年金課

▶ パブリックコメント

- 案件 滝沢市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期滝沢市特定健康診査等実施計画
- 時期 令和5年2月1日から2月21日まで
- 対象 限定なし
- 結果 1件の意見の提出あり

(1) 条例の運用状況：第14条（情報の共有）・第15条（市民意見の把握）事例関係

対応 回答を作成し、ホームページで公表した。

事例6 学間連携に関する事業

実行計画事業名：若者の活躍の場づくり推進事業

事業担当課：経済産業部若者活躍推進室

▶ 大学との連携（政策課題実習）

案件 岩手県立大学「政策課題実習（法律・行政演習A）」

時期 令和5年4月14日から7月18日まで

対象 岩手県立大学生（20人）

目的 ・若者が活躍できる環境づくりの推進
・若者との連携・交流による地域内の人材定着

結果 実施に参加し、実践活動の支援を行うことにより、成果発表会において、市の事業として取り組むことが見込める政策提言がなされた。

事例7 滝沢市公園施設長寿命化計画の策定

実行計画事業名：公園維持管理事業

事業担当課：都市整備部都市政策課

▶ アンケート調査

案件 ①身近な公園に関するアンケート

②児童の公園利用に関するアンケート

時期 ①令和5年11月30日から令和6年1月10日まで

②令和5年12月11日から令和5年12月24日まで

対象 ①全世帯

②市内小学生（1,164人）

目的 公園施設の長寿命化を効率的かつ効果的に推進するため、公園の利用状況や目的、公園に対するニーズを調査するため。

結果 ①回答数 570件

②回答数 277件（約24%）

対応 今後の公園維持管理・改修等の参考とする。

事例8 中山間地域における効率的な交通サービスの導入の検討

実行計画事業名：交通政策推進事務

事業担当課：都市整備部都市政策課

▶ 懇談会

案件 地域内交通の実現に向けた打ち合わせ

時期 令和5年11月17日・令和6年1月29日

対象 柳沢自治会区域内に居住する市民

目的 今後の地域内交通の在り方に関する意見交換

結果 合計8人参加

対応 今後の地域内交通の在り方の参考とする。

▶ アンケート調査

案件 地域内交通に関するアンケート調査
時期 令和6年3月1日から同月15日まで
対象 柳沢自治会の全世帯
目的 地域内交通の現状、困りごと、将来の見込みの調査
対応 （現在取りまとめ中）

▶ ワークショップ

案件 今後の地域内交通の在り方に関する意見交換ワークショップ
時期 令和5年9月16日（同日に2回開催）
対象 柳沢自治会及び姥屋敷自治会の市民
結果 合計30人の参加
対応 今後の地域内交通の在り方の参考とする。

事例9 盛岡都市圏地域公共交通計画策定

実行計画事業名：交通政策推進事務

事業担当課：都市整備部都市政策課

▶ アンケート調査

案件 盛岡都市圏地域公共交通利用ニーズ調査
時期 ①令和5年11月6日から令和6年1月9日まで
②令和5年12月4日から同月25日まで
対象 ①滝沢市民500人（他盛岡市民1,500人、矢巾町民500人に対しても実施）
②盛岡都市圏に立地する公立高校10校に通う2年生
目的 盛岡都市圏における移動や公共交通の課題を把握するとともに、持続可能な公共交通の実現に向けて、居住地域ごとの公共交通サービスや有効な施策展開の検討材料とするため。
結果 ①305票（滝沢市分）
対応 今後策定予定の盛岡都市圏地域公共交通計画に意見を反映した施策を記載する。

▶ ヒアリング

案件 住民代表者ヒアリング
時期 令和6年1月18日
対象 ①滝沢市北部の市民代表者5人
②滝沢市南部の市民代表者4人
目的 ・市町の境界付近に居住している方を対象に、拾いきれていない課題やニーズなどの潜在需要を確認すること
・都市圏の拠点である盛岡中心部における公共交通環境を確認すること
結果 合計9人に参加いただき、公共交通利用者の視点での課題や意向について活発な意見交換があった
対応 今後策定予定の盛岡都市圏地域公共交通計画に意見を反映した施策を記載する。

事例10 災害時応急給水訓練に合わせた市民の応急給水体験

実行計画事業名：配水管整備事業

事業担当課：上下水道部水道整備課

▶ 市民参加による理解促進事業

案件 地震等の災害時における飲用水等の確保について

時期 令和5年10月29日

対象 滝沢ふるさと交流館「地域秋まつり」参加者

目的 職員の技術の研鑽にあわせ、地域の方にも応急給水を実際に体験していただき、災害時の給水活動をあらかじめ知っていただくことを目的として実施した。

結果 災害時の飲用水の確保について説明し、地域の方に体験していただいたが、水道事業を知っていただく良い機会となった。

対応 今後も実施方法等を工夫しながら積極的に発信していく。

事例11 滝沢市の学校教育の在り方に係る検討

実行計画事業名：－

事業担当課：教育委員会事務局教育総務課

▶ 懇談会

案件 学校教育の在り方に関する地域懇談会

時期 令和5年9月22日から令和6年3月27日（予定）まで

対象 姥屋敷地区及び柳沢地区住民

目的 学校教育の在り方検討委員会から提出された報告書を地域の方にお知らせし、ご意見を伺い、今後の学校教育の環境整備を検討する。

結果 複式学級の今後の在り方について地域の方から御意見を頂戴した。

対応 令和5年度から6年度の2年間かけて地域懇談会を開催し、今後の過小規模校の在り方の方向性を検討する。

▶ アンケート調査

案件 滝沢市の学校教育の在り方に関するアンケート

時期 令和5年11月1日から30日まで

対象 姥屋敷地区及び柳沢地区住民

目的 本市の今後の学校教育の環境整備を検討する上で参考とするため。

結果 回答数 未就学児・児童生徒保護者 33 / 40件（回答率82.5%）
地区住民 42 / 360件（回答率11.7%）

対応 第2回地域懇談会で、アンケート結果を報告した。

事例12 第2次滝沢市総合計画の策定

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ 懇談会の開催

案件 第2次滝沢市総合計画策定に係る市民との意見交換会

時期 令和5年5月から7月まで
対象 地域づくり懇談会、市内小～大学生、各種団体、企業、保育施設等
目的 第2次滝沢市総合計画の策定に当たり、広く意見を聴取するため。
結果 計34回実施し、515人の参加。計画策定に向けた意見を広く聴取した。
対応 意見交換会で交わされた意見を参考にしながら、計画を策定した。

▶ パブリックコメント

案件 第2次滝沢市総合計画（案）
時期 令和5年12月15日から令和6年1月10日まで
対象 限定なし
結果 1件の意見の提出あり
対応 回答を作成し、ホームページで公表した。

事例13 市民ニーズの把握と地域課題の検討のための意見交換

実行計画事業名：トップマネジメント推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ 意見交換（市政懇談会・市長と話そう）

案件 令和5年度市政懇談会／市長と話そう
時期 令和5年6月8日から令和6年1月22日まで
対象 各地域づくり懇談会、各自治会、市長と話そう申込団体
目的 地域課題などについて、市民の皆さんと懇談するため。
結果 21回実施し、延べ426人の市民が参加し、意見交換を行った。
対応 質疑応答やその後の対応等を質疑応答集としてまとめ、各地域づくり懇談会長及び各自治会長へ提供を行った。

事例14 市長方針に基づく政策の展開

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ アンケート調査

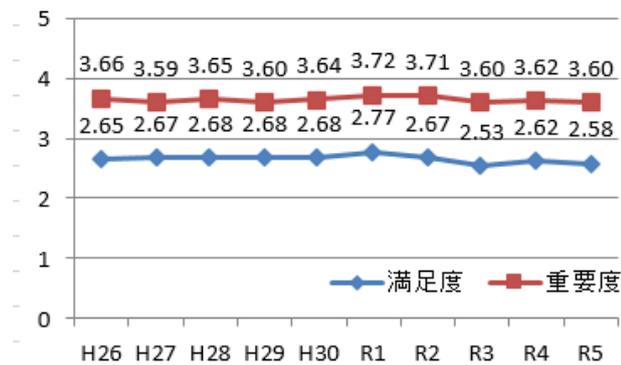
案件 たきざわ幸福実感アンケート調査
時期 令和5年10月30日から同年11月20日まで
対象 市民3,200人（年代・地域等を考慮した無作為抽出）
目的 幸福感を育むための環境の整備の進捗状況を測るとともに、市民主体による地域づくりや市行政運営に活かすため
結果 回答数936件（回答率29.3%）
対応 自由意見については所管課に内容を伝え、行政運営に反映させるとともに、市の現在の状況や考え、対応等の回答を作成し、市ホームページで公表している。なお、一部項目については、調査結果を第2次滝沢市総合計画基本構想指標の基準値として活用している。

(2) 市民の意見の変化

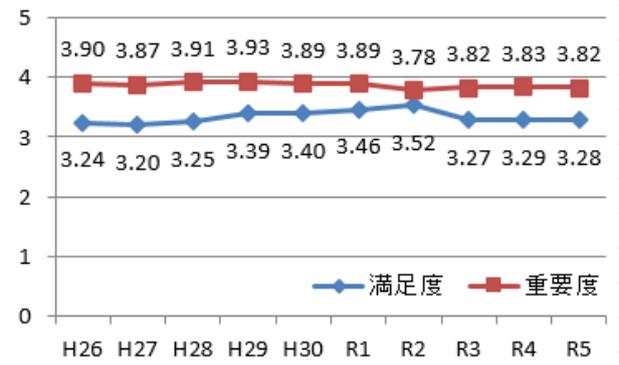
令和5年度たきざわ幸福実感アンケートでは、暮らしに関する満足度及び重要度について尋ねています(問1)。このうち、行政運営の基本原則に関する項目の結果は下記のとおりです。

➤ 市民主体の地域づくり

(41) 同じ目的を持った人との交流がある



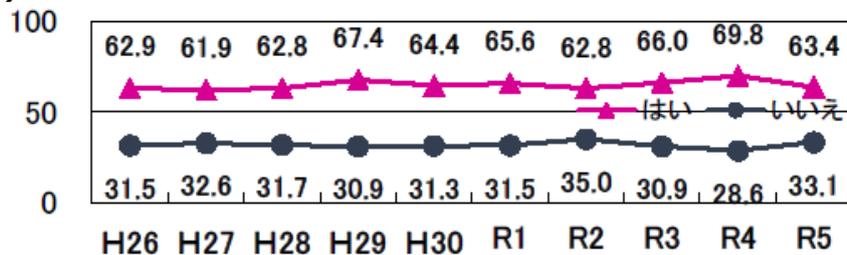
(44) 人々が集まり活動できる場所がある



「(41) 同じ目的を持った人との交流機会」及び「(44) 人々が集まり活動できる場」については、満足度・重要度とも令和3年度以降は、大きな変化はありません。参考指標の「あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか」について「はい」と答えた人の割合は、前年度から6.4ポイント減少しています。

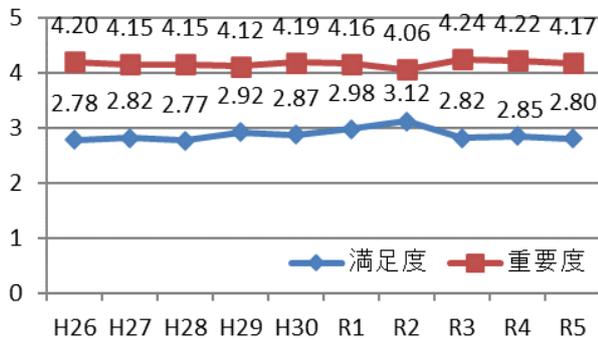
【参考指標】

問2(12) あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか。(%)

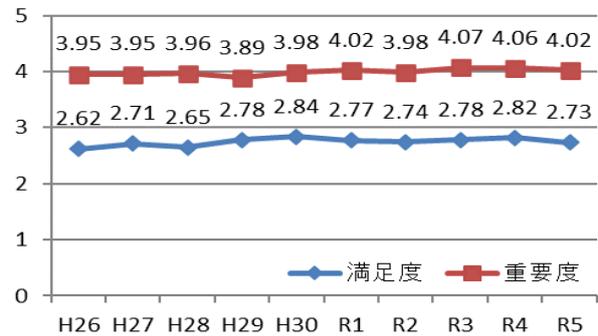


➤ 行政情報の積極的な提供

(40)必要な情報がわかりやすく伝わる



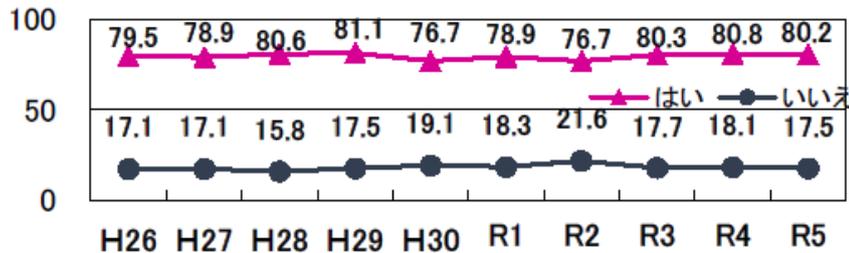
(43)必要なときに欲しい情報が得られる



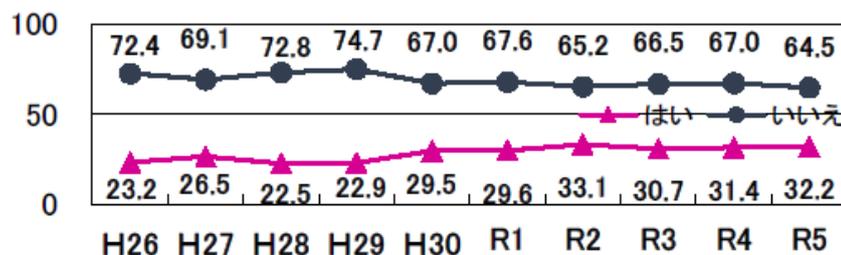
・「(40)必要な情報がわかりやすく伝わる」、「(43)必要なときに欲しい情報が得られる」ともに、重要度・満足度とも数値が減少し、中でも「必要なときに欲しい情報が得られる」の満足度は、令和4年度比0.09ポイント減少しています。市では、SNSの積極的な活用に努めていますが、登録者の向上など広く市民に認知されるよう取組を進める必要があります。

【参考指標】

・問2(29)あなたは、広報たきざわを読んでいますか。(%)

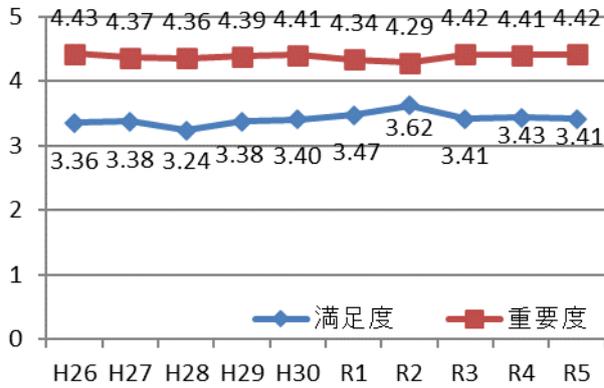


・問2(30)あなたは、広報やインターネットなどで、地域の情報を収集・発信していますか (%)



➤ 市の業務の効果的・効率的な執行、コンプライアンス

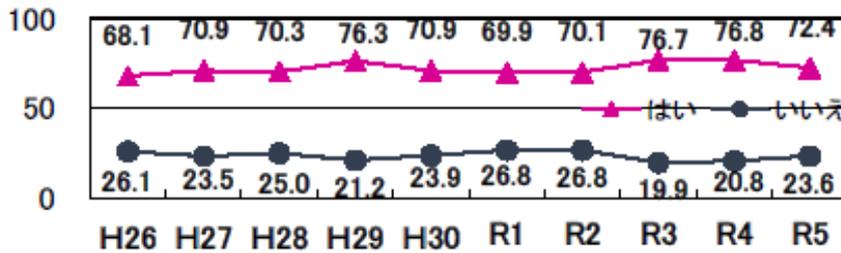
(24)市役所の仕事は信頼できる



・「(24)市役所の仕事は信頼できる」について、満足度・重要度ともに、直近3年間横ばいです。参考指標「(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか」について、「はい」と答えた人の割合は、前年度から4.4ポイント減少しています。おもてなしの気持ちを持った市民対応に継続的に取り組む必要があります。

【参考指標】

問 2(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか。(%)



(3) 総括

視点	検証・考え方
必要性	<p>市では滝沢市自治基本条例に掲げる「めざす地域の姿」の実現に向け、市民・行政・議会の三者が役割分担の下で協働しながら、それぞれ主体的に地域づくりを進めることとしています。</p> <p>本条例は、滝沢市自治基本条例第21条の規定により、行政の機能や役割、職員の行動に関する原則を明らかにしたものであり、引き続き維持・運用する必要があります。</p>
効果	<p>条例の運用状況の検証結果のとおり、本条例の各規定に基づき、個別の条例や計画、仕組み等が整備され、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の各分野において具体的な取組が推進されています。</p> <p>また、令和5年度は、令和4年度末の第1次滝沢市総合計画期間の終了後、第2次滝沢市総合計画開始までの端境期となり、本条例第11条（総合計画の策定）及び第12条（総合計画の構成及び期間）の規定に則さない状況下でしたが、本条例第13条第2項に規定する市長方針に基づいた計画的な行政運営その他本条例規定趣旨を踏まえた市政展開により、安定的に市政を推進することができました。</p>
適時性	<p>市民主体による自治を基本とする行政運営の確立を目的とする本条例の規定は、滝沢市自治基本条例の各種規定に基づいたものになっています。また、アンケート調査等において市民ニーズの大きな変化は示されていません。</p> <p>以上から、上位例規との関係性及び市民意向を踏まえた適時性の観点では、有効に機能しており、本条例の運用により引き続き市民の幸福の醸成・活力に満ちた地域の実現につながる行政運営を進めるべきと考えます。</p>

◆ 検証結果

以上の令和5年度の実績の振り返り、検証等を踏まえ、現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。